

質問に対する回答書  
件名)首都圏中央連絡自動車道 幸手IC～境古河IC間舗装工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	セメント安定処理路盤に使用するセメント改良材について	特記仕様書 24-7-1(4)施工において混合に際しては飛散等に十分な対策を実施する とあるが、施工状況により、材料として粉塵対策対応のものを使用が必要となつた場合 は、設計変更の対象となると考えてよいかご教示ください。また、この材料について単価 公表の予定があるかご教示ください。	特記仕様書24-7-1(2)材料に記載のセメントの使用を想定しております が、施工状況により、材料として粉塵対策対応のものの使用が必要と監督 員が認めた場合は、別途協議とお考えください。 また、主要な材料について、設計単価を公表予定です。